

## 三沢市建設工事最低制限価格制度事務取扱要領

令和3年 2月16日 制定

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札に当たって最低制限価格（予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。）を設定し、落札者を決定する制度をいう。

### (最低制限価格制度の対象)

第3条 最低制限価格制度を適用する対象は、設計金額が130万円を超え5,000万円未満の建設工事の請負契約とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、最低制限価格制度を適用しないことができる。

- (1) 随意契約をおこなうとき。
- (2) 工事又は製造の積算の主要部分が業者見積等に依存している場合で最低制限価格制度の適用が不適切と認められるとき。
- (3) 談合又は価格カルテル事件等の事件発生により市場価格が極めて不透明な状況にあるとき。
- (4) その他、市長が最低制限価格制度の適用が不適切と認めるとき。

### (最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、契約ごとに予定価格の10分の7以上、10分の9以下の範囲内で、設計書に添付の内訳書に記載されている次の各号に掲げる額（1円未満の端数があるときは端数を切り捨てた額）の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格は、予定価格の10分の7以上、10分の9以下の範囲内で適宜の割合とする。

(最低制限価格制度適用の周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者（一般競争入札のうち、入札後に入札参加資格の有無を審査する入札については、落札候補者）とする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。